

議案第16号

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準の一部改正等に伴い、富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る」を削る。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第7条第2項第1号イ中「確保でき」を「確保することができ」に、「確保できる」を「確保することができる」に改める。

第9条第1項中「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を削り、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。第44条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項の中欄及び第79条において同じ」を、「指定地域密着型サービスをいう」の次に「。第79条において同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。第79条において同じ」を、「指定介護予防支援をいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設をいう」の次に「。第79条において同じ」を加える。

第24条第1号中「理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護」を「理由がな

く、指定介護予防認知症対応型通所介護」に改める。

第28条第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改める。

第36条第5項中「法第176条第1項第3号に規定する調査」を「調査（法第176条第1項第3号に規定する調査をいう。）」に、「同号に規定する指導又は助言」を「指導又は助言（同号に規定する指導又は助言をいう。）」に改める。

第39条第1項中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）」に改める。

第40条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下」を「以下この章において」に改める。

第45条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第46条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第48条第2項第2号ウ中「以下」を「以下この号において」に改める。

第54条中「とする。」を削る。

第60条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第63条中「継続できる」を「継続することができる」に改める。

第64条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施すること。

第81条第1項中「提供できる」を「提供することができる」に改める。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第85条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。